

## 障害基礎年金等

障害基礎年金等は、病気やケガなどによって日常生活や就労が困難になるなど一定の障がいがあると認められた方に支給されます。

### [障害基礎年金]

#### ●対象者（次の①から③のすべてに該当する方）

①原則として国民年金に加入している間に初診日のある病気・けが等で障がいの状態になったこと。ただし、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば、加入をやめた後の病気・けが等によるものでも受けられます。

②障がい認定日に国民年金法に規定された1級または2級に該当する障がい程度であること。

③一定の保険料納付要件を満たしていること。

※支給制限…初診日が20歳以前の場合、保険料を納めていなくても対象になります。

ただし、この場合は本人の所得制限があります。

#### ●給される年金額

◇1級障害基礎年金…972,250円※

◇2級障害基礎年金…777,800円※

※年金額は物価スライド制により変更されます。

・障害基礎年金を受けている人に、生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か20歳未満の障がいのある子）がいる場合は加算があります。

#### ●請求方法

・障害基礎年金裁定請求書、診断書、病歴・就労状況等申立書ほか必要書類を添えて、市民環境課年金・市民サービス担当へ提出してください。

・受給資格の審査、認定および給付は日本年金機構で行います。

### [障害厚生（共済）年金]

#### ●対象者等

厚生年金や共済年金の加入中に初診日のある障がいの場合には、障害厚生（共済）年金の受給資格が生じます。1級から3級まであり、1級と2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金もあわせて支給されます。

詳しくは岡谷年金事務所（電話23-3661）へお問い合わせください。（※共済年金の場合はそれぞれの共済組合事務局へ）

## [特別障害給付金]

国民年金制度の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ福祉的措置として創設された給付金制度です。

### ●対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方で、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。

### ●支給される給付金額

◇障害基礎年金1級に該当する方…月額52,300円※

◇障害基礎年金2級に該当する方…月額41,840円※

※年金額は物価スライド制により変更されます。

- ・ご本人の所得によっては、支給額が全額または半額に制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償を受給されている方は、その受給額相当は支給されません。

### ●請求方法

- ・原則として65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。
- ・特別障害給付金請求書、診断書、病歴・就労状況等申立書ほか必要書類を添えて、市民環境課年金・市民サービス担当へ提出してください。
- ・受給資格の審査、認定および給付は日本年金機構で行います。

問い合わせ先	岡谷年金事務所
	電 話 23-3661
	F A X 22-4811
	市民環境課 年金・市民サービス担当
	電 話 23-4811 (内線1158~1159)
	F A X 23-4817

# 障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅での生活を支援するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児・重度障がい者の皆さんに、その負担の軽減を図ることを目的として、障害児福祉手当・特別障害者手当が支給されます

## 1 手当を受けられることができる方

### 《障害児福祉手当》

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満であって別表に定める程度の障がいを有する人）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障がい児が ①障がいを支給事由とする年金を受けられるとき
- ②障がい児入所施設などの施設に入所しているとき

### 《特別障害者手当》

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上であって別表に定める程度の障がいを重複して有する人等）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障がい者が ①障がい者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき
- ②病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき

### 別表 該当となる障がいの程度

区分	障害児福祉手当	特別障害者手当
視覚	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの等	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等
聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
下肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を1/2以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
その他	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
精神	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
重複障がい	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの	

\* 特別障害者手当については原則として、各障がい区分の重複しているものとする。

## 2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市町村の障がい福祉担当窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。福祉事務所長の認定を受けることにより支給されます。

- ① 受給資格者（障がい児・者の方）の戸籍謄本又は抄本
- ② 所定の診断書（市町村受付日の原則3か月以内のもの）
- ③ 所得状況届
- ④ 本人、配偶者、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの（提示のみ）
- ⑤ その他必要書類

## 3 手当の支払及び手当額

手当は福祉事務所長の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月までの分（3ヶ月分）が請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ支払われます。

- \* 過去に物価が下落した際に、年金と同様に平成12～14年度の手当額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも1.7%高くなっている水準（特例水準）を解消するため、以下のとおり手当額が改定されます。

《手当額 月額》

	R4.4～
障害児福祉手当	14,850円
特別障害者手当	27,300円

## 4 支給制限

受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の生計を維持している扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の支給が停止されます。

所得制限限度額表（控除後の額）

扶養親族等の数	本人所得額（注1）	配偶者・扶養義務者所得額（注2）
0人	3,604,000円未満	6,287,000円未満
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

（注1）本人所得額には、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、1人につき上記金額に100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

（注2）配偶者・扶養義務者所得額には、扶養親族等の数が2人以上で扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円が加算されます。

「所得額」＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）－10万円※－諸控除（◆下表参照）

※10万円の控除は、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に限る

住民税の課税に際して以下のような控除が行われた場合には、所得額から一定額が控除されます。

◆「諸控除」の種類及び額

- ・勤労学生控除 270,000円
- ・配偶者特別控除等 当該控除額（最高33万円）
- ・社会保険料控除（受給資格者本人） 当該控除額
- ・社会保険料相当額（配偶者及び扶養義務者） 80,000円
- ・寡婦控除 270,000円
- ・ひとり親控除 350,000円
- ・障害者控除（※）270,000円
- ・特別障害者控除（※）400,000円 等

（※）障害者・特別障害者控除について、受給資格者本人の所得から控除できるのは、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者又は特別障害者である場合に限りです。

## 5 手当を受けている方の届け出

手当を受給している方は、次のような場合には、届出をしていただくことになっています。それぞれの書類を忘れずに市役所又は町村役場に届け出てください。

◇受給資格がなくなった時……受給資格喪失届を提出していただきます。

次のような場合は受給資格がなくなります。該当する場合は届け出てください。

《障害児福祉手当を受給している方》

- ① 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 障がい児入所施設などの施設に入所したとき
- ③ 20歳に達したとき

《特別障害者手当を受給している方》

- ① 障がい者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき
- ② 病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院したとき

《経過措置による福祉手当を受給している方》

- ① 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき

◇受給者が死亡した時……死亡届を戸籍法の届出義務者に提出していただきます。（14日以内）

◇氏名や住所を変更する時……変更届を提出していただきます。（14日以内）

◇現況の届出……手当を受給されている方は毎年提出していただきます。

毎年8月12日から9月11日までの間に前年の所得状況の確認のため所得状況届（現況届）を提出していただきます。福祉事務所から通知が来たら忘れずに提出してください。

**受給資格がないのに届出をしないまま手当を受給し、後日資格喪失の事実が判明した場合は遑って手当を返還していただくこととなります。返還金が生じないようご注意ください。**

# 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます

## 1 手当を受けることができる方

精神や身体に別表に該当する程度の障がいのある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、又は、父母にかわって児童を養育している人です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 児童が
- ①日本国内に住所がないとき
  - ②障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき
  - ③児童福祉施設に入所しているとき
- 父、母又は養育者が日本国内に住所がないとき

### 別表 児童の障がい等級表

1 級	2 級
1 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの □ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの □ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	3 平衡機能に著しい障がいを有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの	8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、次の書類を添えて請求の手続きを行い、県知事の認定を受けることが必要です。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ② 所定の診断書（療育手帳が A 判定の場合又は身体障害者手帳の 1～3 級が交付されている場合はその写しにより診断書を省略できる場合があります）
- ③ その他必要書類

※①の戸籍謄本は、「公用」で交付を受けることができます場合があります。

## 3 手当の支払及び手当額

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月の11日ただし、12月期は11月11日）の3回、支払月の前月までの分が請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ支払われます。

《手当額》 (R4. 4月～)	1 級該当児童 1 人につき	月額 52,400 円
	2 級該当児童 1 人につき	月額 34,900 円

## 4 支給制限

手当を受けている人やその配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の支給が停止されます。

### 《所得制限限度額表》

扶養親族の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人	6,496,000 円	7,388,000 円

(注) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、1人につき上記金額に100,000円(ただし、配偶者及び扶養義務者の場合は60,000円)、特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

### 所得額（控除後の所得額）の計算方法

年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－80,000円－100,000円※－諸控除  
 ※10万円の控除は、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に限る

諸控除の種類及び額	1 障害者・勤労学生控除……………270,000 円
	2 寡婦控除……………270,000 円
	3 ひとり親控除……………350,000 円
	4 特別障害者控除……………400,000 円
	5 雑損、医療費、配偶者特別控除等……………当該控除額

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電話 23-4811 (内線1255~1257)
	FAX 22-8492

# 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を払い込み、保護者が死亡した場合、又は著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がい者に年金を支給するものです。障がいのある方1人につき2口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

## [加入対象者]

### 1. 保護者の要件

障がいのある方（次の「障がいのある方の範囲」）を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次の全ての要件を満たしている方。

- (1) 県内に住所があること。
- (2) 加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- (3) 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- (4) 障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること。

### 2. 障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方。

- (1) 知的障がい者
- (2) 身体障がい者（1級～3級）
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）又は（2）の者と同程度と認められる方

## [掛金]

掛金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まります。

（1口月額9,300円～23,300円）※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

加入者が65歳以上かつ20年以上加入した時はその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。



### [年金等の給付]

- (1) 加入者が死亡した場合、又は著しい障がいをもつ状態となったとき、加入者が扶養していた障がい者に月額1口20,000円の年金を支給します。(月額2口まで)
- (2) 加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金(一時金)を支給します。
- (3) 5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。

### [給付期間]

保護者の死亡月又は重度障がいとなった月から障がい者の死亡月までです。

### [申請に必要な物]

- ①印鑑
- ②加入者及び対象者の住民票
- ③障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類  
(障がい者手帳及び年金証書等)
- ④その他必要な書類

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電話 23-4811 (内線1252～1257)
	FAX 22-8492